

記載例 異動届

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

富士吉田 市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒403-0004 富士吉田市下吉田〇丁目〇番〇号												特別徴収義務者 指 定 番 号	10000000		※市町村ごとに異なります
年 10 月 20 日提出			フリガナ	マルバツ												宛 名 番 号	600001		
			氏名又は名称	〇× 株式会社												連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	経理	
			代表者の 職氏名	代表取締役 富士 一郎													氏名	吉田 花子	
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	0555-●●-×××× (内線)		
給 与 所 得 者															異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		月から退職時 までの給与支払額 円	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	ヤマダ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) (イ)		異動年月日			
氏 名	山田 太郎 (旧姓)												120,000	6 月から	11 月から	..			
生 年 月 日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日													10 月まで	5 月まで				
個 人 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2		円	円				
1 月 1 日 現在の住所	富士吉田市上吉田〇丁目〇番〇号													50,000	70,000				
給与の支払を受け なくなった後の住所															9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 月分で納入 月 日 納期分) 3. 普通徴収 (理由)		控 除 社 会 保 険 料 額 円

指定番号・宛名番号は市役所から送付された「特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載された番号を記入してください。

日中連絡がつく番号を必ず記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		相続人の氏名等	※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで 甲 田 があったため	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		
				住所	2 (普C) 毎月の給与が少なく、税額が引けない
				電話	3 (普D) 給与の支払期間が不定期(例：給与の支払いが毎月 ではない)
					4 (普E) 普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該 当)

(ア) 給与所得者の年税額を記入してください。
(イ) 給与から徴収済みの期間と税額を記入してください。
(ウ) 未徴収の期間と税額を記入してください。その後、未徴収税額の徴収方法を「移動後の未徴収税額の徴収」欄から選択してください。

1. 特別徴収継続.....転勤、合併など別事業所で特徴※
2. 一括徴収最後の給与から全額徴収※
3. 普通徴収自身で納付

※下段の該当の欄に必要な事項を記入。別紙記載例参照。

課・係	新しい勤務先では 月割額 円を	※市町村記入欄
氏名	月分から徴収し、納入します。	
電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
(内線)		納入書 要 ・ 不要

【提出先】 〒403-8601 富士吉田市下吉田 6丁目1番1号 富士吉田市役所 総務部税務課 市民税係

記載例 異動届（特徴継続）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

富士吉田 市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒403-0004 富士吉田市下吉田〇丁目〇番〇号												1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
年 10 月 20 日提出			フリガナ	マルバツ												特別徴収義務者 指 定 番 号	10000000		※市町村ごとに異なります		
			氏名又は名称	〇× 株式会社												宛 名 番 号	600001				
			代表者の職氏名	代表取締役 富士 一郎												連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	経 理			
		個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3			氏名	吉田 花子		
																	電話	0555-●●-××××			
給与所得者																					
受給者番号(整理番号)	フリガナ	ヤマダ タロウ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額
	氏 名	山田 太郎 (旧姓)												円	6 月から	11 月から		1. 退職	1 特別徴収継続	円	
生 年 月 日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日												120,000	10 月まで	5 月まで	..	2. 転勤	一括徴収			
個 人 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2				3. 普通徴収					
1 月 1 日 現在の住所	富士吉田市上吉田〇丁目〇番〇号												50,000		70,000		4. 合併	(1月以降は必須)			
給与の支払を受け なくなった後の住所																	5. 休職	月分で納入	控 除 社 会		
																	6. 死亡	(月 日 納期分)	保 険 料 額		
																	7. 会社解散	理由	円		
																	8. 住所誤報				
																	9. その他 (特別徴収不可)				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

新しい勤務先に記入してもらってください。
○「特別徴収義務者指定番号」欄で、市役所から送付された「特別徴収税額の決定・変更通史所」に記載された番号を記入してください。
新規に特別徴収を開始する事業所は記入不要です。

新しい勤務先に記入してもらってください。
○特徴開始月と毎月の徴収額を記入してください。
○新規に特別徴収を開始する事業所は、納入書の送付の有無を選択してください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)				課・係		経 理		新しい勤務先では		※市町村記入欄	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		〒403-0001 富士吉田市上吉田〇丁目〇番〇号		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		氏名		月割額 10,000 円を			
フリガナ				氏名		田中 一郎		11 月分から徴収し、納入します。			
氏名又は名称		株式会社 □△		電話		0555-***-**** (内線)		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
代表者の職氏名		代表取締役 吉田 二郎						納入書 要 ・ 不要			

【提出先】 〒403-8601 富士吉田市下吉田 6丁目1番1号 富士吉田市役所 総務部税務課 市民税係

記載例 異動届（一括徴収）

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

富士吉田 市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒403-0004 富士吉田市下吉田〇丁目〇番〇号										特別徴収義務者 指 定 番 号	10000000		※市町村ごとに異なります	
年 10 月 20 日提出			フリガナ	マルバツ										宛 名 番 号	600001			
			氏名又は名称	〇× 株式会社										連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	経 理		
			代表者の 職氏名	代表取締役 富士 一郎											氏名	吉田 花子		
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	0555-●●-××××	
給与所得者													異動の事由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円		
受給者番号(整理番号)	フリガナ	ヤマダ タロウ								(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円		異動年月日				
氏 名	山田 太郎 (旧姓)										120,000	6 月から 11 月から	10 月まで 5 月まで	..	1 退職	1 特別徴収継続	円	
生 年 月 日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日														2 転 勤	2 一括徴収		控 除 社 会 保 険 料 額 円
個 人 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		1	2					
1 月 1 日 現在の住所	富士吉田市上吉田〇丁目〇番〇号														※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
給与の支払を受け なくなった後の住所															1 (普B) 他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄 該当者			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (10 月 20 日申出) 2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定 月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円
	11・30	70,000	70,000
	.	円	
	.	円	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番号	課・係	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	氏名			
フリガナ	電話			
氏名又は名称	(内線)			
代表者の職氏名				

【提出先】 〒403-8601 富士吉田市下吉田 6丁目1番1号 富士吉田市役所 総務部税務課 市民税係

「移動後の未徴収税額の徴収」欄で一括徴収を選択し、納入月を必ず記入してください。

- 「一括徴収の理由」欄で、一括徴収の理由に該当するものを選択してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職される方については、退職者の了解を必要とせず一括徴収することが義務づけられています。
- 「徴収予定」欄で、徴収する給与の支払月日、徴収予定税額、徴収税額の合計を記入してください。